

高齢者施設等従事者の対象施設等一覧

(1) 入所・入居施設

分類	名称
介護保険施設	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護老人保健施設
	介護医療院
居住系介護サービス	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護・
老人福祉法による施設	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	有料老人ホーム
高齢者住まい法 による住宅	サービス付き高齢者向け住宅
生活保護法による 保護施設	救護施設
	更生施設
	宿所提供施設
障害者総合支援法による 障害者支援施設等	障害者支援施設
	共同生活援助事業所
	重度障害者等包括支援事業所 (共同生活援助を提供する場合に限る)
	福祉ホーム
その他の社会福祉法等 による施設	社会福祉住居施設 (日常生活支援住居施設を含む)
	生活者困窮者・ホームレス自立支援センター
	生活困窮者一時宿泊施設
	原子爆弾被爆者養護ホーム
	生活支援ハウス
	婦人保護施設
	矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に 従事する職員に限る）
	更生保護施設

*勤務先が対象の施設に該当するか迷われる場合は、勤務先にご確認ください。
 *従事者が利用者と直接、接することがない場合は優先接種の対象になりません。
 *接種日までに従事中的高齢者施設等から従事者であることの「証明書」の発行を受ける必要があります。「証明書」の様式は市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等

分類	名称
居宅サービス等(介護)	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問リハビリテーション
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	居宅療養管理指導
	通所介護
	地域密着型通所介護
	療養通所介護
	認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
訪問系サービス等 (障害福祉)	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	居宅介護
	重度訪問介護
	行動援護
	同行援護
	重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)
	自立生活援助
	短期入所
	生活介護
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型、B型)
	就労定着支援
	計画相談支援
地域移行支援	
地域定着支援	
訪問系サービス等(障 害福祉)のうち、地域 生活支援事業	訪問入浴サービス
	移動支援事業
	意思疎通支援事業
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
	地域活動支援センター
	日中一時支援
	盲人ホーム
	生活訓練等
相談支援事業	